

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市に所在するC会社（以下「会社」という。）に昭和〇年採用された後一旦退職したが、昭和〇年に復帰し、平成〇年〇月〇日に定年退職になるまでのほとんどの間、製造部門で鋼板製造業務に従事した。平成〇年〇月〇日からは会社に再雇用され、用務員として大浴場の清掃、会社施設内ごみ回収、蛍光灯の交換作業等に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午前8時45分頃会社従業員が利用する大浴場の浴槽を清掃するために水がほぼ抜かれた浴槽に降りようとした際、足を滑らせて転倒し、浴槽床面に尻、腰、背中を強打した（以下「本件災害」という。）。請求人は、たいしたことはないと思い、すぐには病院に行かなかったものの、数日たっても痛みが引かないため、同月〇日D病院に受診したところ、「梨状筋症候群」と診断され、その後MRI検査の結果「腰椎椎間関節ガングリオン」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付及び休業補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をした。

請求人はこの処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したの

で、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日の本件災害発生当日に、同僚Eが請求人のところに来て、請求人に大丈夫かと声をかけたことと請求人が主張していることについて、同僚Eは「記憶があいまいで、否定も肯定しません。」と述べるとともに、「請求人から転んだという報告はあったように思います。しかし、転んだところは見えないので、実際に転んだかどうかは分かりません」と申述している。また、リーダーFは、本件災害当時のことについて「その時の事はまったく記憶にありません。その日請求人が通常通り仕事をしていたという記憶があります。」と述べている。さらに同僚Gは、「請求人についておぼえていることは、その日、請求人から、滑ったとか、ころんだとかのニュアンスで話しかけられたことくらいです。」と述べている。これらの申述から、2名の同僚が請求人から本件災害のことを事故当日に聞いていることとはうかがわれるものの、本件災害自体の現認者は存在しないことが認められる。一方、リーダーFは、事故当日、請求人は通常通り勤務していたと述べており、これらの申述を併せ鑑みれば、本件災害が発生した可能性は否定できないものの、仮に本件災害があったとしても、当日の仕事に支障のない軽微なものであったと推認される。請求人が本件災害から受診まで5日を経過していることも考慮すれば、本件災害が事実としても、重大なものではなかったといえる。

(2) 次に医証についてみると、H医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「転倒による外力の直後より発症しており、外傷の関与は否定できない。」旨意見するとともに、平成〇年〇月〇日付けの面談結果復命書によると、「転倒により発症したとみていいと考える。よって、転倒との因果関係はありと考える。」と述べており、本件災害と本件傷病との因果関係を肯定している。しかし、同医師は、上記復命書によると、「転んで尻もちをついた瞬間に、衝撃でガングリオンができる可能性は否定できないが、今回のガングリオンがそれで発症したかどうかは分からない。外傷として本件傷病を扱ったのは私自身初めてである。」とも述べており、本件災害と本件傷病の因果関係については、積極的に肯定したものと言ひ難く、転倒での発症の可能性を述べている程度と評価せざるを得ない。

一方で、I医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、「腰椎椎間関節ガングリオンは、関節の老化（変性変化）から発生するものであり、腰部脊柱管狭窄症に含まれる変性疾患である。外傷に起因して発生することはない」旨意見しており、外傷との医学的因果関係を明確に否定している。

(3) 前記(1)及び(2)の事実を総合すると、本件傷病が外傷により発生したのではなく、変性疾患であることから、本件災害を前提としても本件傷病との相当因果関係は認められない。なお、請求人は、平成〇年〇月〇日、夜勤中に会社構内で交通事故にあったが、本件傷病はこの業務上の事故の後遺症状が続いているのだと思う旨の主張もしているところ、同傷病の治療に当たったJ病院主治医は、平成〇年〇月〇日当時、請求人の傷病について腰椎椎間板ヘルニア、脊柱管狭窄症と診断し、交通事故とは関係がなく、別途治療する方針である旨の診断をしていた。したがって、請求人の上記の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるので、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。